

更生保護法人ウイズ広島法令等の遵守に関する規程

更生保護法人ウイズ広島

(目 的)

第1条 この規程は、更生保護法人ウイズ広島（以下「法人」という。）の倫理規程の理念に則り、関係法令、定款及び内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）に関する問題を管理並びに処理することによって事業活動の公正かつ適正な運営に資するため、その組織及び運営等に関する原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 法人の役員及び評議員並びに職員（以下「役職員等」という。）は、関係法令、定款及び関連する規程の内容を遵守して公正適切な事業活動を行う。

(組 織)

第3条 法人に以下の組織を置く。

- (1) コンプライアンス委員会
- (2) コンプライアンス事務局
- (3) コンプライアンス統括担当者

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、複数の外部有識者等を委員として構成する。

- 2 委員会議における議長は互選とする。
- 3 コンプライアンス委員会は、関係法令、定款及び内部規程の遵守状況に関する意見の交換、違反事項に付す再犯防止策等の提言をする。
- 4 第3号の提言に関して、原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策について公表する。
- 5 その他事務局長が提出した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第5条 委員会は、事務局長の招集により、毎年1回以上、法人理事会に先立って定例的に委員会議を開催する。

- 2 事務局長は、必要があると認めるとき、その都度委員会を招集することが

できる。

(コンプライアンス事務局長及び統括担当者)

第6条 コンプライアンス事務局長は法人の常務理事、統括担当者は施設長をもって充てる。

2 コンプライアンス事務局長は、関係法令、定款及び内部規程について、統括担当者を指揮監督して、適正な法令等遵守を行うよう、その状況等を定期的に委員会及び理事会に報告する。

3 コンプライアンス統括担当者は、法令遵守に関する事項をコンプライアンス事務局長に定期的かつ必要に応じて速やかに報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員等は、法令等遵守違反又はそのおそれがある行為があるとき、速やかにコンプライアンス事務局長又は統括担当者に報告又は通知する。ただし、内部通報規程にもとづく通報等があった場合は、この限りでない。

2 コンプライアンス事務局長又は統括担当者は、前項の報告又は通知があったとき、事実関係の調査等行うなど迅速に対応する。

(法令等遵守に関する教育)

第8条 法人は、役職員等に対して事業遂行上、倫理的な重要性について理解を深める研修を実施する。

(懲戒等)

第9条 役職員等が第7条第1項に定める報告を適切に行わなかったとき、懲戒処分に処する。ただし情状により処分を行わないことがある。

2 懲戒処分の内容は、役員及び評議員(監事を除く。以下本条において同じ。)は戒告とする。職員については、職員就業規則第41条の規定による。

3 前項のうち役員及び評議員に関する懲戒処分は、コンプライアンス委員会の意見を聞き、理事会、評議員会の議決を経て理事長がこれを行う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。